あいちの人と花結び事業
高校華道部における「あいちの花」の活用推進　実施要領

１　主旨

花の王国あいち県民運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する「花いっぱい県民運動」の一環として、高校華道部における愛知県産花きを活用した生け花、フラワーアレンジメント等の制作を推進する。その活動に係る一部経費を助成することで、「花の王国あいち」の PR および県産花きの需要拡大につなげる。

２　実施対象

愛知県内の高等学校における華道部等の花を扱う部活動またはそれに類する活動。

３　実施内容等

（１）実施事業

愛知県産花きを使用した生け花やフラワーアレンジメント等の制作

（２）助成内容

上記（１）の対象事業の実施にあたり、花材・資材費に対し一部助成する。
生徒１名あたり 2,000 円、学校１校あたり 20,000 円までを上限とする。
なお、助成金額の半分以上は花材費とすること。

（３）助成条件

ア　制作物は、原則愛知県産花きを使用すること。

イ　（１）の活動結果を学校の SNS やホームページ、学校だより等で掲載すること。もしくは制作した作品を校内や文化祭等の学校行事で展示すること。なお、HP 等への掲載の際は、「花の王国あいち」の花を使用したことを明記すること。展示する際は、配布する「花の王国あいち」PR グッズとともに展示すること。

（４）募集及び実施期間

本事業の募集期間、事業実施期間は別に定める。１年間の募集校数は予算の限りとし、学校１校につき応募回数は年度内に１度のみとする。

４　事業の申請、実施及び報告

（１）事業実施申請者は、事業実施日の１ヶ月前までに申請書（様式１）を実行委員会へ提出する。

（２）実行委員会は、提出された申請書を審査し、助成の可否を申請者に連絡する（様式２）。申請内容が実施要領に適合しない場合や、その他の事由により不適と判断された場合は、承認されなった旨を申請者に通知する。

（３）申請者は事業実施後、報告書（様式３）により、制作した作品の写真、３（３）イの SNS 等での掲載、校内展示等について実行委員会へ提出する。

５　その他

（１）実行委員会は、本事業を活用した活動結果を実行委員会のホームページ、Instagram等で公表することができる。

（２）この要領に関する事務処理は、実行委員会事務局（愛知県農業水産局農政部園芸農産課内）が行う。

附則

この要領は、令和７年６月２日より施行する。